

学 則

- 1 研修の目的 受講生が就業に必要な能力を習得、向上させるための適切かつ効率的な職業能力を開発促進するものとし、地域の福祉施設や障害者への質の高い介護サービスを提供できる人材を育成するものとする。
- 2 研修の名称 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程
- 3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の 所在地	研 修 形 態	修 了 年 限	研 修 期 間	定 員 (人)	受講料 (円)	受講対象者
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間	2カ月	2カ月	40人	介護福祉士科授業料に含む	介護福祉士科学生
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	函館市	昼間	2カ月	2カ月	30人	無料	公共職業訓練生
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間	2カ月	2カ月	40人	介護福祉士科授業料に含む	介護福祉士科学生
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	函館市	昼間	2カ月	2カ月	30人	無料	公共職業訓練生

- 4 受講手続
- (1) 募集時期
- ①介護福祉士科
当該年度学生募集に定める期間
 - ②公共職業訓練
開講日の2カ月前から募集を開始し、開講日の20日前に締め切る。
各ハローワークで募集・申込み受付を実施する。
- (2) 受講料納入方法
- ①介護福祉士科
学納金に含む
 - ②公共職業訓練
無料
- (3) 受講料返還方法
- ①介護福祉士科
中途退学等の理由で学納金の返還が生じた場合、本校学則の定めにより返還を行う。
 - ②公共職業訓練
受講料無料につき返還は無い。
- (4) 本人確認
- ①介護福祉士科
入学時手続き書類にて確認する。
 - ②公共職業訓練
ハローワークから回付される受講申込書、個人票にて確認する。

- 5 研修内容及び時間数
別紙1のとおり
- 6 研修の免除
別紙2のとおり
- 7 主要テキスト
「ガイドヘルパー研修テキスト 視覚障害編」 中央法規出版
「ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編」 中央法規出版
- 8 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法
授業開始前に担当講師による出席確認を行う。
 - (2) 成績の評定方法
 - ①介護福祉士科
演習態度、取組み状況、授業に課す課題を総合的に評価する。
 - ②公共職業訓練
演習態度、取組み状況を総合的に評価する。
 - (3) 修了の認定方法
本学則の5に定めるカリキュラム全てを履修しなければならない。
欠席がある場合は補講を受け修了するものとする。
 - (4) 修了証明書
別紙3のとおり
- 9 退学規定
 - ①介護福祉士科
本校学則の定めによる。
 - ②公共職業訓練
 - (1) 受講生が退学しようとするときは所定の退学届を提出する。
 - (2) 受講生が受講期間中、本校が定める受講する際の留意事項等を守らず
受講生として望ましくない行為があった場合は退学を命ずることがある。
 - ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - イ. 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
 - ウ. 正当な理由なく出席が常でない者
 - エ. 研修の秩序を乱している者

附 則

この学則は平成27年12月25日から施行する。